

農業用軽油引取税免税証の交付申請の追加受付

県税事務所で農業用の軽油引取税免税証申請の追加受付が行われます。

■日時 3月5日(火)・6日(水)

午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

■場所

栃木県下都賀庁舎第2福利厚生棟2階会議室
(栃木市神田町6-6)

■必要なもの

- ・免税軽油使用者証
- ・免税軽油の引き取り等に係る報告書(新規申請以外の方)

※納品書または領収書(写しでも可)、未使用の免税証原本を添付。

- ・使用者証更新手数料420円(新規申請及び使用者証更新の場合)
- ・耕作証明書(新規申請及び耕作面積が変更になった場合)

※使用者証更新のみの場合は不要。

■注意事項

- ・新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。
- ・農業等に係る免税制度については、地方税法の規定により、現在令和6(2024)年3月31日までの経過措置となっています。令和6(2024)年の交付時

点では制度延長が未定のため、耕作面積の増加などにより増加した分の免税証は、制度延長決定以降の交付となります。

- ・新規申請及び免税機械の追加や入れ替えをする方は、機械を取得したことが確認できる書類(契約書、納品書、領収書など)をお持ちになるか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモに書いてお持ちください。
- ・国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。
- ・更新手数料420円は、つり銭の無いようご協力をお願いします。
- ・マスクの着用など、感染症予防策については個人の主体的な選択を尊重し個人の判断に委ねますが、発熱や風邪の症状がある方は、来場を見合わせるようお願いします。

■問い合わせ先

栃木県税事務所 軽油引取税調査担当

☎0282(23)6882

市農業委員会事務局(耕作証明書について)

☎(32)8915

農業者年金に加入してみませんか

農業者年金は、国民年金に上乘せできる加入者自身の積立方式の公的年金です。

保険料は農業経営の状況に応じて、月額2万円から6万7千円まで(千円単位)で自由に選択することができます。

支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象となり、節税効果もあります。また、将来の受給時には、積み立てた保険料の運用収益が非課税扱いとなり、年金額の一部として受給することができます。

令和4年1月からは、加入できる年齢の上限が65歳未満に引き上げられ、35歳未満の農業者については月額1万円から保険料を選択できるようになりました。

ぜひこの機会にご加入を検討してはいかがでしょうか。詳しくは農業委員会またはお近くのJA窓口までご相談ください。

■問い合わせ先

農業委員会事務局 ☎(32)8915

家族経営協定を結んでみませんか

農業の経営は、家族単位で営む家族経営が大半を占めており、仕事と生活の境目が明確ではありません。そのため、労働時間や労働報酬など様々な問題が生まれがちです。

農業委員会では、農業経営に携わる家族全員が意欲とやりがいをもって経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境整備などについて、家族みんなで話し合いながら作成する「家族経営協定」の締結を勧めています。

家族経営協定は、農業経営状況やライフステージなどにあわせて変更すること(協定の再締結)ができます。定期的に協定内容を見直し、よりよい経営を目指しましょう。

■問い合わせ先

農業委員会事務局

☎(32)8915

